

岩手県告示第660号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり2級河川を指定する。

令和3年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

水系名	河川名	指定区間	
		起 点	終 点
宇部川	明内川分水路	明内川からの分派点	泉沢川への合流点

備考 指定区間を表示した図面は、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。